ルなどに貼られた「貼り紙」 て県内一斉に除却作業を行い 反している屋外広告物に対し 「貼り札」などの、条例に違 道路標識、ガードレー

要です。よろしくお願いしま 皆さんのご理解とご協力が必 美しい街並みのためには、

① 広告を出せない地域 〈屋外広告物の主なルール〉

第一種・第二種低層住居専 河川区域、都市公園などに 用地域、高速自動車国道、 は広告が出せません。 (禁止地域) があります。

②広告を出せない物件 樹などには掲出できません。 報知機、郵便ポスト、道路 標識、ガードレール、街路 橋、トンネル、信号機、火災 (禁止物件)があります。

お知らせ

情報システムのご案内 高知県リ・ーターン人材

③許可が必要となる地域 m以内の区域などで広告を 部の県道などの両側100 都市計画区域、国道及び一 可地域)があります。 出すときは、許可が必要で

④ 県内で屋外広告業を営む場

県内で営業を行う場合は、 合は、業登録が必要です。

望の方は下記フリーダイヤル ださい。申込書の郵送をご希

違反業者は条例によって罰 登録が必要です。未登録や、

業者の皆さんへ ◇屋外広告の広告主及び広告

内は高知市役所)までお問い 合わせください。また、県内 寄りの土木事務所(※高知市 登録が必要です。 で屋外広告物業を営む方は、 広告を出されるときは、最

■問い合わせ

lg.jp/soshiki/171701/ http://www.pref.kochi ページ

|相談窓口

外在住既卒者)と県内求人企 U・Iターン就職希望者(県 報システムは、高知県への 高知県U・Iターン人材情 高知県自殺予防情報センター

全国一斉「高齢者・障害者の 人権あんしん相談」強化週間

の提供を行うシステムです。 業の双方に、求人・求職情報

できますので、是非ご登録く ホームページから申し込みが

擁護委員連合会では、 高知地方法務局と高知人権 高齢者

までご連絡ください。 ■問い合わせ

就職等支援センター 高知県U・Iターン企業 (高知県雇用労働政策課内)

こころの栄養 足りていますか?

相談機関のご案内もできます。 が困っていたら左記相談窓口 防週間」です。高知県の自殺 に相談してください。適切な 死亡率は、**全国第3位**です。 (平成24年) もし、あなたや、周りの人 9月10日~16日は、「自殺予

高知いのちの電話 **8**24-6300

▼その他

相談は無料、

秘密は厳守し

長し、19時まで受け付けます。 ます。また、平日は時間を延 け、次のとおり電話相談の強 や障害者の人権問題解消に向 化週間を実施します。期間中 日曜日も受け付けし

▼ 日 時

9月14日(土)・15日(日) 9月9日(月)~13日(金) 8時30分~19時 10時~17時

▼開設場所

▼電話番号 **囲** 0570-003-110 高知地方法務局人権擁護課

所の最寄りの法務局につなが ります。 ※電話は、 おかけになった場 (ナビダイヤル)

▼取扱内容

障害者をめぐる人権問題 らしの悩みごとなど高齢者・ る経済的虐待、就業差別、 的虐待あるいは家族などによ 介護者からの肉体的・心理

ます。

■問い合わせ

◆人権擁護委員の連絡先◆							
氏	名	住 所	電話番号				
杉本	寛子	いの町6466-5	a 892 – 2513				
尾﨑	正敏	〃 神谷817	a 893 – 5452				
藤木	栄子	〃 天王南9丁目12-2	a 891 – 6684				
伊藤	義孝	〃 枝川5	a 892 – 2408				
髙瀨	科子	〃 波川610-3	a 892 – 3635				
曽我	定子	〃 下八川丙644-1	a 867 – 3224				
山本	周児	〃 戸中81-5	a 873 – 5422				

◆ 人権擁護委員無料相談のご案内 ◆									
地区	今月の 相談日	相談時間	開	催	場	所			
伊野	9月18日(水)	13:30~16:30	あったかふれあいセンター (すこやかセンター伊野内)						
吾北	9月 2日(月)	10:00~15:00	山村	開発	センタ	ター			

◆ 法務局相談窓口・問い合わせ

受付 8:30~17:00) (祝休日を除く月~金曜日 **893-0343** 高知地方法務局いの支局(いの町1290-4)